

公的法人認証実現に向けた検討

～法人取引デジタル空間完結の実現案と普及施策～

2024年4月

一般社団法人デジタルトラスト協議会（JDTF）

用語定義

本稿では、以下用語について下記のように定義して使用する。

#	用語	定義
1	TaaS	Trust as a Serviceの略。デジタル空間取引におけるデータの真正性を保証するサービス
2	法人の本人特定事項確認	登記登録されている法人・人格のない社団又は財団に対する本人特定事項の確認
3	PIN	Personal Identification Numberの略。電子証明書を使用する際の暗証番号
4	JPKI	Japan Public Key Infrastructureの略。
5	商業登記電子証明書	法務局が法人代表者に対して発行する電子証明書。法人代表者名義でのオンライン申請に活用可。
6	代表者	登記情報に基づく企業の代表権限保持者
7	署名権限者 (signer)	企業内で代表者より契約行為に関する権限を委任された経理部長などの個人
8	取引担当者	企業内で署名権限者の有する権限は無く、取引事務のみ行える個人
9	政府TaaS	法人の本人特定事項確認をデジタル上で行う政府側の仕組み

Contents

エグゼクティブサマリ

1. 検討の目的と背景
2. ユースケースの選定
3. 現状の整理
4. 公的法人認証の実現施策～ToBe像の整理～
5. 机上効果検証と他利用シーン

エグゼクティブサマリ(1/3)

■ ビジネスプロセスwithトラスト委員会・法人本人確認検討WG

- ビジネスプロセスwithトラスト委員会では、押印文化の脱却等のNew normalの実現と社会維持工数の削減を目指し官庁自治体と民間とのデータの流れを整流化する取り組みを検討
- WG2の参加企業への課題ヒアリング結果から、法人本人確認に関するものが半数以上を占め、検討ユースケースとして銀行業務の「口座開設・融資契約における法人の本人特定事項確認」を選定

■ 要旨

1. 検討の目的と背景

- 銀行の法人取引時の法人の本人特定事項確認を印鑑証明書等の現物媒体で行うため、銀行業務のデジタル化を阻害している。法人の本人特定事項確認のデジタル化により企業と銀行双方の業務効率化を期待

2. コンセプト

- 銀行と企業との取引において、現行の法人の本人特定事項確認（実印・印鑑証明書等の現物媒体）に替わり、法人の本人特定事項確認をデジタル上で行う仕組みを、公的なトラストサービス「政府TaaS」として一元化する構想

3. 検討結果

- 口座開設・融資契約における法人の法人の本人特定事項確認において、デジタル化の阻害原因を4件に大別
- 各原因に対する解決方針を機能案として整理 *課題・解決方針・機能詳細は次ページ参照

エグゼクティブサマリ(2/3)

ユースケースに基づく原因・解決方針

現行の銀行取引(=民間取引)において、各種証明を現物媒体で行うため、デジタル化を阻害している。**法人の本人特定事項確認をデジタル上で行う仕組みを、政府と民間が連携し一元化したトラストサービスとして公的法人認証として実現**することで真正性の担保、利便性向上を実現する。

デジタル化を阻害する原因

解決方針

①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない	解決方針① ・実印+印鑑証明書等に代わる、法人の証明(電子証明書)をデジタル上で付与できる仕組みの構築 ・登記情報の更新等をデジタル上で行う仕組みの構築
②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない	解決方針② ・電子証明書の真正性、法人情報*、委任情報等の照会を、デジタル上で行う仕組みの構築 *登記情報、定款、決算情報等
③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない	解決方針③ ・個人が所属している法人情報をデジタル上で照会する仕組みの構築 ・法人代表者から個人へ権限委任をデジタル上で登録・照会する仕組みの構築
④各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生(企業側もサービスごとに都度対応が必要)	解決方針④ ・法人の証明書、法人情報、委任情報、個人の所属情報等を一元的に管理し、真正性を担保する基盤の構築

デジタル空間上での
法人の本人特定事項確認
を実現する為に必要な
機能

エグゼクティブサマリ (3/3)

解決に向けた政府TaaS機能案

銀行業務における法人の本人特定事項確認を実現するために、政府TaaS(法人の本人特定事項確認をデジタル上で行う政府側の仕組み)として以下の機能実装が必要と考える。

*解決方針詳細
① 登記情報登録と更新のデジタル化
② 法人情報のデジタル照会
③ 所属・権限委任情報の管理
④ 法人情報一元管理と真正性担保

政府TaaS機能 (案)	機能概要	解決方針*			
		①	②	③	④
企業ユーザの 登録／委任情報保管	<ul style="list-style-type: none">企業の代表者個人と法人の紐づけ、及び利用者登録企業内の受任者からの委任権限情報登録申請と代表者による承認フロー、及び利用者登録登記情報、代表者、署名権限者、権限情報の紐付け管理	○		○	○
登録ユーザの ログイン認証	<ul style="list-style-type: none">登録ユーザのJPKI認証を用いた政府TaaSへのログイン機能民間へのIDP機能の提供、および所属法人／企業内権限情報の提供	○			
電子証明書付与	<ul style="list-style-type: none">政府TaaS上で、以下電子署名を付与<ul style="list-style-type: none">✓ 企業の商業登記電子証明書 (リモート署名化必須)✓ 代表者/署名権限者のマイナンバー電子証明書は用いず、JPKIの認証情報に従う	○		○	○
検証必要情報提供	<ul style="list-style-type: none">民間サービス(本ユースケースでは銀行)で真正性を検証するための以下情報の提供<ul style="list-style-type: none">✓ 商業登記電子証明書／政府eシールの真正性	○	○	○	○

1. 検討の目的と背景

1-1 銀行業務上の課題・原因・解決策

1-2 課題解決時の期待効果

1-1. 銀行業務上の課題・原因・解決策

銀行の法人取引時の法人の本人特定事項確認を現物媒体で行うため、銀行業務のデジタル化を阻害しており、デジタル上で法人認証を行う仕組みが必要

課題

- 法人取引の融資や口座開設等で、法人本人確認を実印の判子、印鑑証明書等の公的な現物媒体で行うため、銀行業務のデジタル化が阻害されている

原因

- デジタル上で信頼性を担保した法人の本人特定事項確認を行う仕組みがない
(法人取引において、銀行が相手の真正性・データの完全性の検証を政府側へ行うデジタル上の仕組みがない)
- 現状でも商業登記等の電子認証制度はあるが、利便性・普及率に課題有

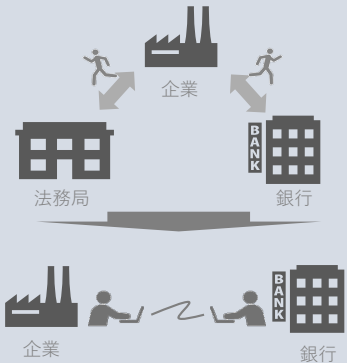

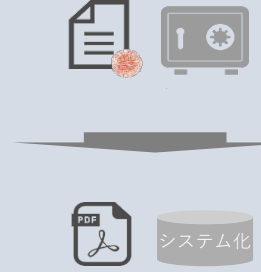
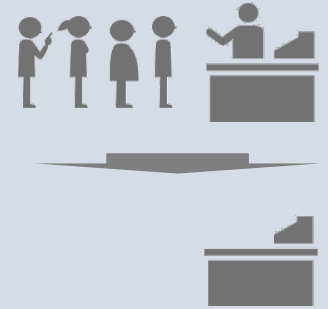
解決策

- 信頼性を担保した法人本人確認をデジタル上で行うことができ、利便性が高い(仮)公的法人認証トラストサービスを検討する

※法人本人確認：法人の身元確認+法人の当人確認

1-2. 課題解決時の期待効果

法人本人確認のデジタル化により顧客・企業と銀行双方の業務効率化が期待できる

顧客・企業側の業務効率化		銀行側の業務効率化	
テレワーク促進	自由なタイミングで取引可能	事務の削減・システム化	社会インフラの維持・向上
<ul style="list-style-type: none"> 銀行取引にあたり、印鑑の押印や印鑑証明書・登記簿謄本の取得等が不要になり、<u>担当者の出社、銀行・法務局等への訪問が不要になる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行・法務局等の営業時間を気にすることなく、オンラインで取引を行うことができる 銀行・法務局等での待ち時間を削減できる 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行において、印鑑登録、印鑑照合および印鑑票の保管作業が不要になる 取引をデジタル化することで、<u>人手による取引内容のシステム登録や印鑑照合、書類保管作業等をシステム化</u>できる 	<ul style="list-style-type: none"> 法人取引をオンライン化することで、社会インフラを維持し、利便性を向上（店舗への来店の手間や待ち時間の解消） 

2. ユースケースの選定

2. ユースケースの選定

■ 選定したユースケース

口座開設・融資契約における法人の本人特定事項確認

(法人の初回本人確認：自然人の本人確認、法人の存在確認、自然人の法人内所属確認)

■ 選定理由・検討アプローチ

(業務改善への寄与が大きい) 課題の発生原因は本ユースケースの業務プロセスに含まれており、上記ユースケースの業務フローの分析により現状課題を明確化し、解決策・ToBe像を本WG内で議論

※「法人の本人特定事項確認」という選定ユースケースにおいて検討した解決策は、マイナンバー紐づけ、ベース・レジストリーの活用など、金融業界外への広がりも見込める。

3. 現状の整理

3-1 口座開設フロー

3-2 融資電子契約フロー

3-3 現行手続き遂行における企業側の作業負担について

3.1 口座開設フロー

3-1-1. 法人口座開設フロー

(全体フロー)口座開設における法人の初回本人確認

現状、口座開設を①～④のステップで実施。

次頁以降、各ステップの詳細フローにてデジタル化阻害課題を抽出

業務主管	企業	企業・政府	企業		銀行	銀行・企業	企業	銀行
ステップ	① 口座開設申請の社内決裁および必要書類の準備		② 口座開設申請		③ 口座開設申請内容の確認と審査			④ 口座開設手続き
業務概要	口座開設利用申出	法人確認及び本人確認書類の取得	最寄店確認・申込登録	申込情報入力と必要書類アップロード/郵送	申請確認、審査実施	面談 (Webもしくは店頭)	書類の受取・返送	口座開設手続きと通帳等の発送
主な実施内容	企業が社内で口座開設利用について社内決裁等実施	企業が、法務局等で各種証明書を取得	最寄りの店舗を確認しWebにて法人口座開設申込登録を実施	企業が銀行Web等で必要書類のアップロードもしくはコピーの郵送を実施	申請内容を確認し、審査実施。結果はメール等で連絡	事業内容等について確認	法人・担当者宛書類を受領し必要事項記載し返送	銀行での手続き完了後、通帳・キャッシュカード等を発送

3-1-2. 手続の可視化と課題抽出：

(詳細フロー)ステップ①口座開設の社内決裁及び必要書類の準備

As-Is

①口座開設の社内決裁および必要書類の準備



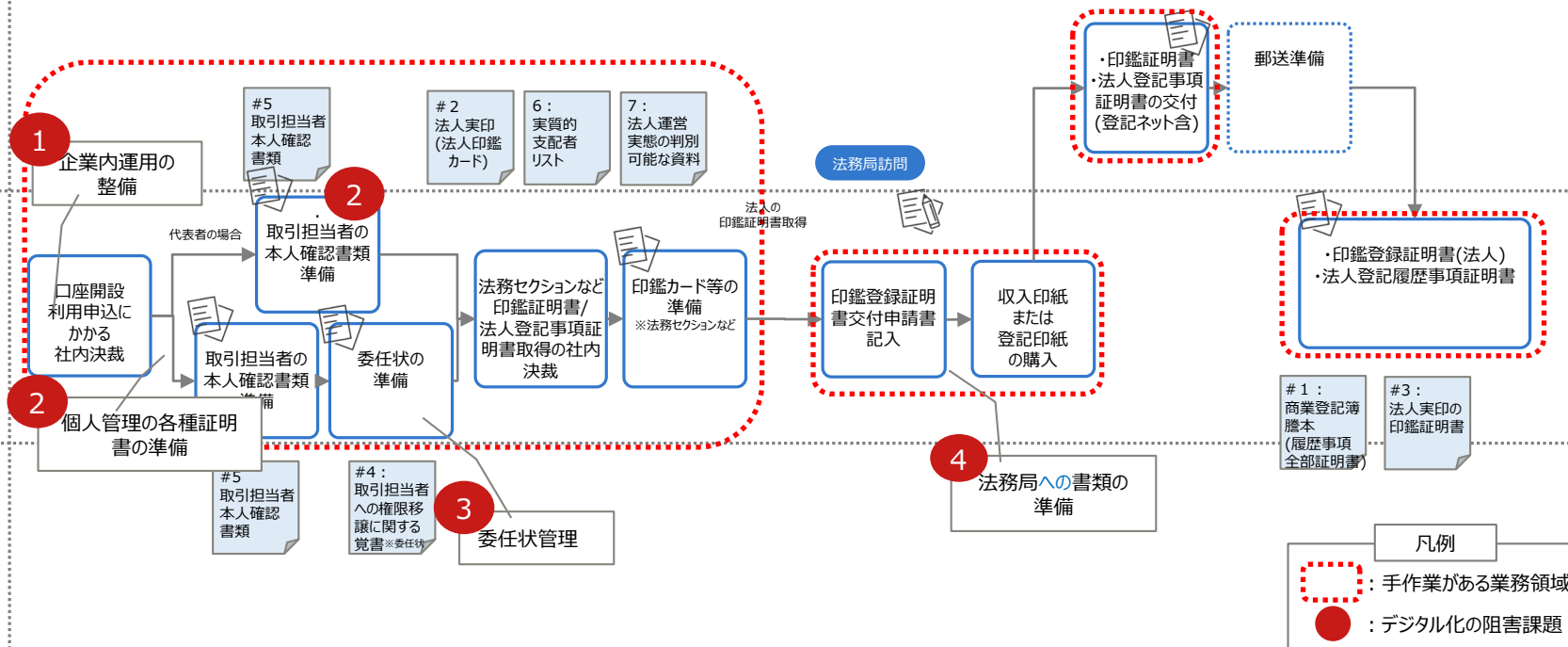
法務局



企業



銀行



3-1-2. 手続の可視化と課題抽出：

(詳細フロー)ステップ② 口座開設申請③ 口座開設申請内容の確認

As-Is

② 口座開設申請

③ 口座開設申請内容の確認と審査



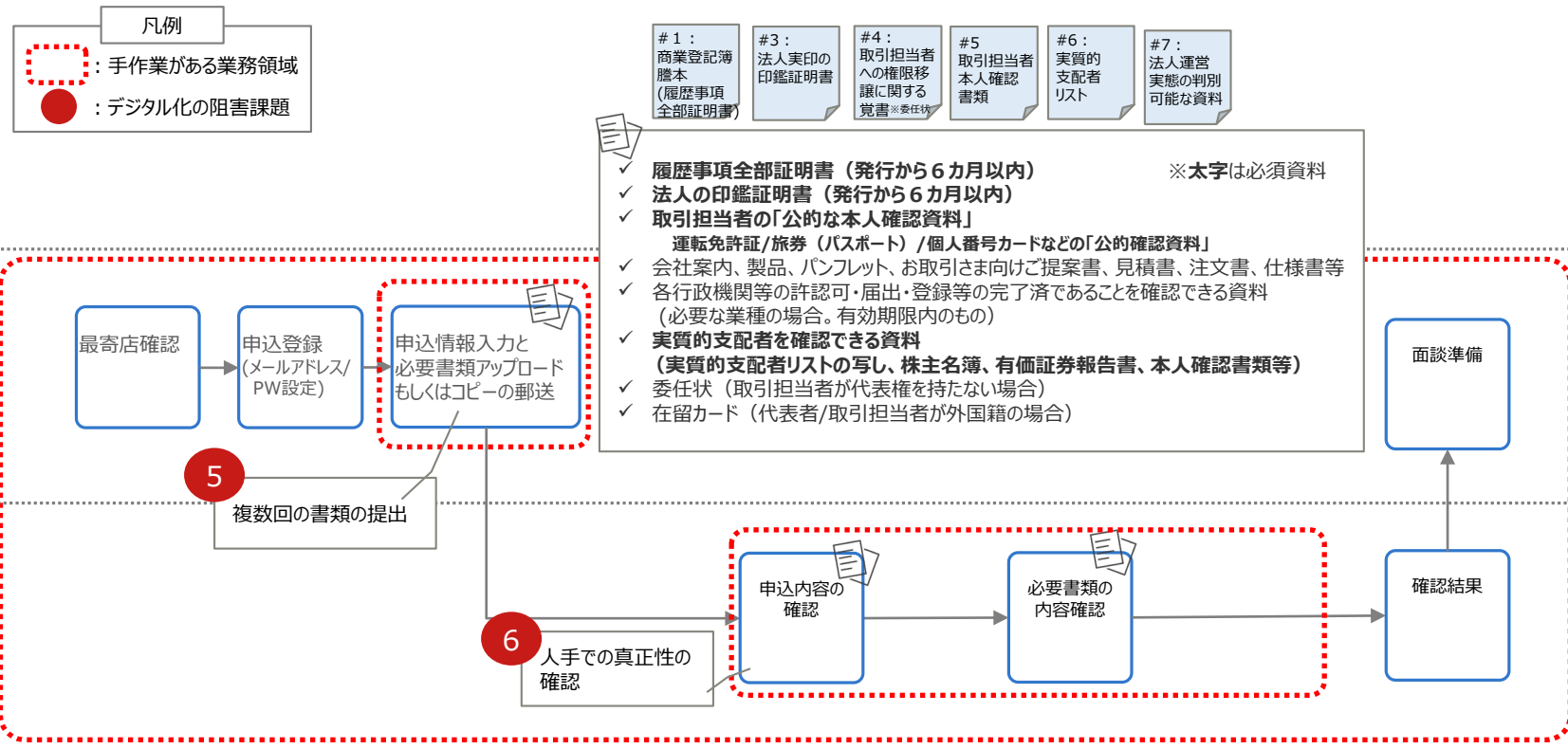
法務局



企業



銀行



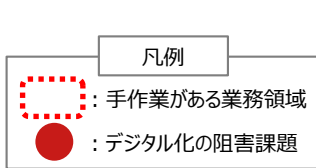
3-1-2. 手順の可視化と課題抽出：

(詳細フロー)ステップ③ 口座開設申請内容の確認及び④ 口座開設手続き

As-Is

③ 口座開設申請内容の確認と審査

④ 口座開設手続き



代表者本人・普通預金：不要(届出印)
代表者本人・当座預金：必要
委任者：委任状への押印必須

#2 法人実印

7

証明書の原本確認

#8 申込書類

印

#1： 商業登記簿
謄本
(履歴事項
全部証明書)

#3： 法人実印の
印鑑証明書

#4： 取引担当者
への権限移
譲に関する
覚書※委任状

印

9

銀行別での手続き
(処理共通)



面談
(企業、銀行)

Webもしくは
店頭で実施

5

複数回の書類の提出

申込内容に
捺印
法人本人確認
資料原本同封

6

人手での真正性の
確認

8

システムへの登録
事務

口座利用
可能状態

提示資料の
内容確認

申込書類等の
送付

申込書記載内
容および捺印
鑑の点検

口座開設
手続き

キャッシュカード
通帳・
利用案内
等送付

・書類の郵送に時間がかかる



3-1-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「口座開設」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務内容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
1	口座契約利用可否の社内検討	-	○	-	・銀行との取引は紙を用いた契約が一般的、電子利用については、通常の商取引における電子契約の利用とは別の観点で検討が必要	・銀行との電子上手続きが特殊なものと捉えられている可能性が高く、電子化の普及が各企業のデジタルリテラシーに依存している
2	法人証明書類および署名者個人の本人証明書提出に向けた準備	-	○	-	・法人および署名者個人の証明には政府発行の証明書類の提出が必要であるが、紙面で交付されたそれらの証明書をもとに銀行での確認が行われている	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない ③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない
3	委任状の準備	-	○	-	電子委任状単体を電子化しても業務として成立しない	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない ③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない
4	申請書類に基づく履歴事項証明書および印鑑証明書の交付	○	○	-	・自動交付機、マルチコピー機利用、登記ネット等によるWEB申請など一定のデジタル化は進んでいるが、取得した証明書は紙面で交付されている	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない
5	申込情報入力と必要書類アップロードもしくはコピーの郵送/ 申込書類等の送付	-	○	-	複数回来店が発生するため一連の申請に時間と交通費がかかる	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない ②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
		-	○	-	複数回書類の提出（スキャンもしくは郵送）が必要となる。来店回数は削減するが郵送時間が新たに必要となるため現状申請にかかる時間は同程度。	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない ②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない

3-1-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「口座開設」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
6	銀行内での資料点検	-	-	○	・本人確認の手段に印影を用いている為、現物として提出された紙面上の印影に基づいて真正性を確認する事務プロセスが発生している	②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
		-	-	○	申請自体はWebだが書類は紙orスキャン書類なので正否点検などは人手の目視のまま。 ※集約される分店頭窓口と比べて専門性が高い担い手に対応可能で過去よりは業務改善	②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
7	申込情報入力と必要書類アップロードもしくはコピーの郵送/ 申込内容に捺印、法人本人確認資料原本同封	-	○	-	・法人および個人の証明として、紙面で発行された証明書類の提出が必要とされている。 ・印鑑の所持証明は印影の一致により検証する為、紙面での印鑑証明書の提出が必要となっている	②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
		-	○	-	書類によってはスキャンデータの提出も許容されているが改竄の懸念から原本確認が残っており、一部紙の提出・郵送が必要。	②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
8	口座開設手続き	-	-	○	紙面情報をシステムへ入力する作業が行内側で発生	①法人が本人確認用書類を取得するデジタル上の仕組みがない ②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
		-	-	○	一部電子化されているが作業はまだ残	①法人が本人確認用書類を取得するデジタル上の仕組みがない ②銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない

3-1-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「口座開設」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
9	銀行における事務手続	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は同様の申出なるも、銀行毎にその手続を行うことが求められている ・銀行毎に複雑な事務処理や提出された原本の管理が必要とされている 	④各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生（企業側もサービスごとに都度対応が必要）

■ デジタル化の阻害を生じさせる根本原因

各企業での運用の整備などを除くとデジタル化の阻害原因は以下4つに集約される

- ① 法人が本人確認用書類を取得するデジタル上の仕組みがない
- ② 銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
- ③ 代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない
- ④ 各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生（企業側もサービスごとに都度対応が必要）

全ての民－民、官－民取引のデジタル化においては、当原因への対策が必要である。

3-1-4. デジタル化を阻害する現物について

紙フロー,電子化フローにおいてデジタル化を阻害する要因となっている紙や現物を以下に記す。ToBeフロー検討においては当該資料のデジタル化が必要となる

口座開設・電子契約利用申込時に企業側の準備が必要な資料 (=デジタル化阻害要因)

項	必要書類等	媒体	管理/ 取得方法
1	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	紙	誰でも取得可能
2	法人実印 (法人印鑑カード)	現物 (判子)	会社内に保管 一定権限者であれば取得可
3	法人実印の印鑑証明書	紙	#2があれば 誰でも取得可能
4	取引担当者への権限移譲に関する覚書	紙	受任者個人で管理
5	取引担当者(代表者含む)の本人確認書類	現物(本人確認書類)	契約者個人で管理
6	実質的支配者が確認できる書類	現物(実質的支配者リストの写し・株主名簿等)	会社内に保管
7	法人運営実態の判別可能な資料	現物(会社案内・パンフレットなど)	会社内に保管
8	申込書類	紙	申込時に取得

3.2 融資電子契約フロー

3-2-1.融資電子契約フロー

(全体フロー)融資契約における法人の初回本人確認

現状、融資契約の法人の本人特定事項確認を①～⑤のステップで実施（金融機関ごとに確認手法に差異はあるが一般的な手法として本資料は提示）

次頁以降、各ステップの詳細フローにてデジタル化阻害課題を抽出。

業務主管	民間（企業・銀行）		政府（法務局）	民間（企業・銀行）	
ステップ	①電子契約利用申出	②必要書類の連携	③法人確認及び、本人確認書類の取得	④本人確認資料の提出及び電子契約利用申込	⑤銀行における確認事務と電子証明書の発行
業務概要	企業から銀行へ、電子契約利用申込意思を連絡	銀行から企業へ、電子契約利用申込に必要な書類を伝達	企業が、法務局等で各種証明書を取得	企業・銀行間で、電子契約利用申込書の記入/捺印による合意	銀行が、申込内容の真正性確認と電子証明書の発行
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業内で電子契約利用申込にかかる社内決裁を実施 企業の代表者または署名権限者から銀行へ電子契約利用申込意思を伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の本人特定事項確認および、電子署名権限者の本人確認に必要な資料の案内とその他提出資料の案内 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の本人特定事項確認資料の準備 履歴事項全部証明書 印鑑登録証明書 電子署名者個人の本人確認資料の準備* 印鑑登録証明書 <small>*連帯保証人として個人の契約が発生する場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての紙資料と実印を持参し銀行へ提出 電子契約利用における確認と双方の合意を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ④資料に基づき、法人本人確認および電子署名者個人の本人確認を実施 電子認証局へ署名者本人の電子証明書の発行依頼

3-2-2. 手続の可視化と課題抽出：

(詳細フロー)ステップ①電子契約利用意思伝達、②必要書類の連携

As-Is

①電子契約利用申出

②必要書類の連携



法務局

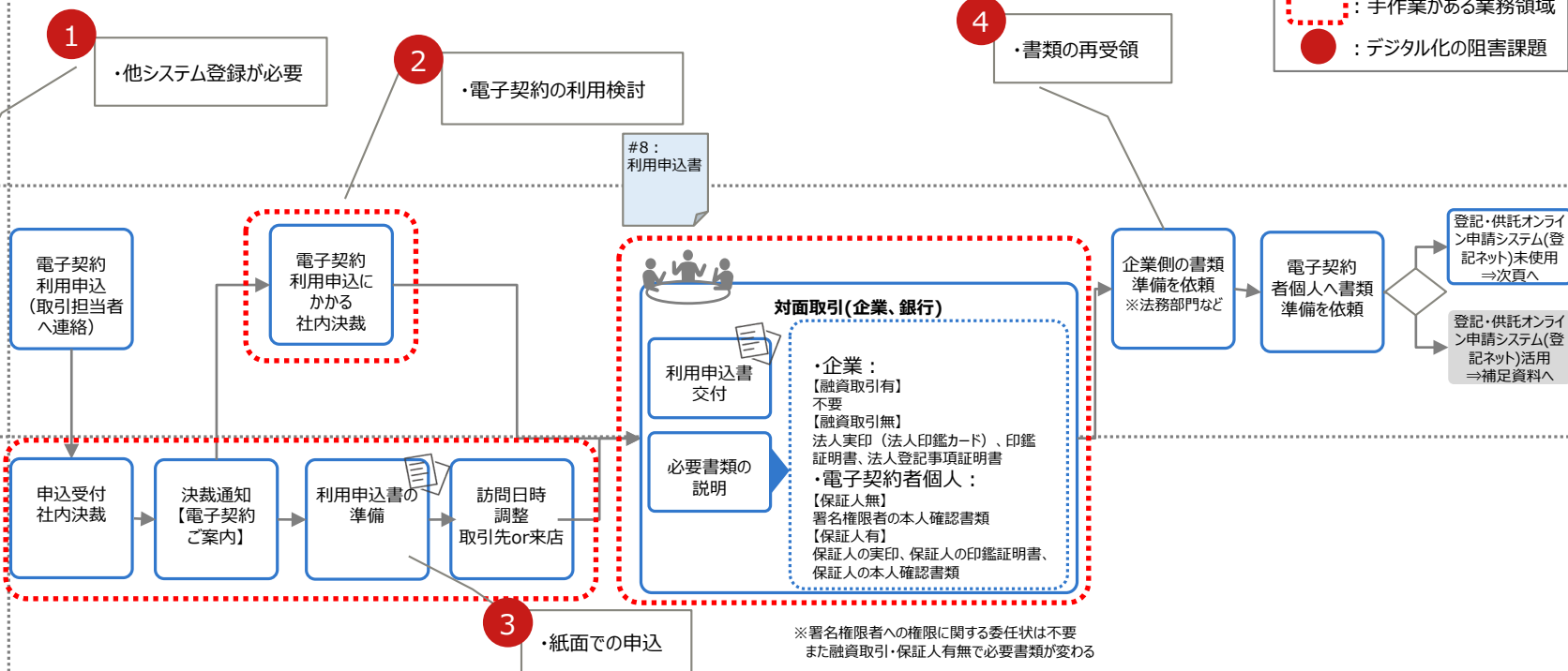
取引がある法人
または個人事業主
※銀行によっては
法人IB必須



企業



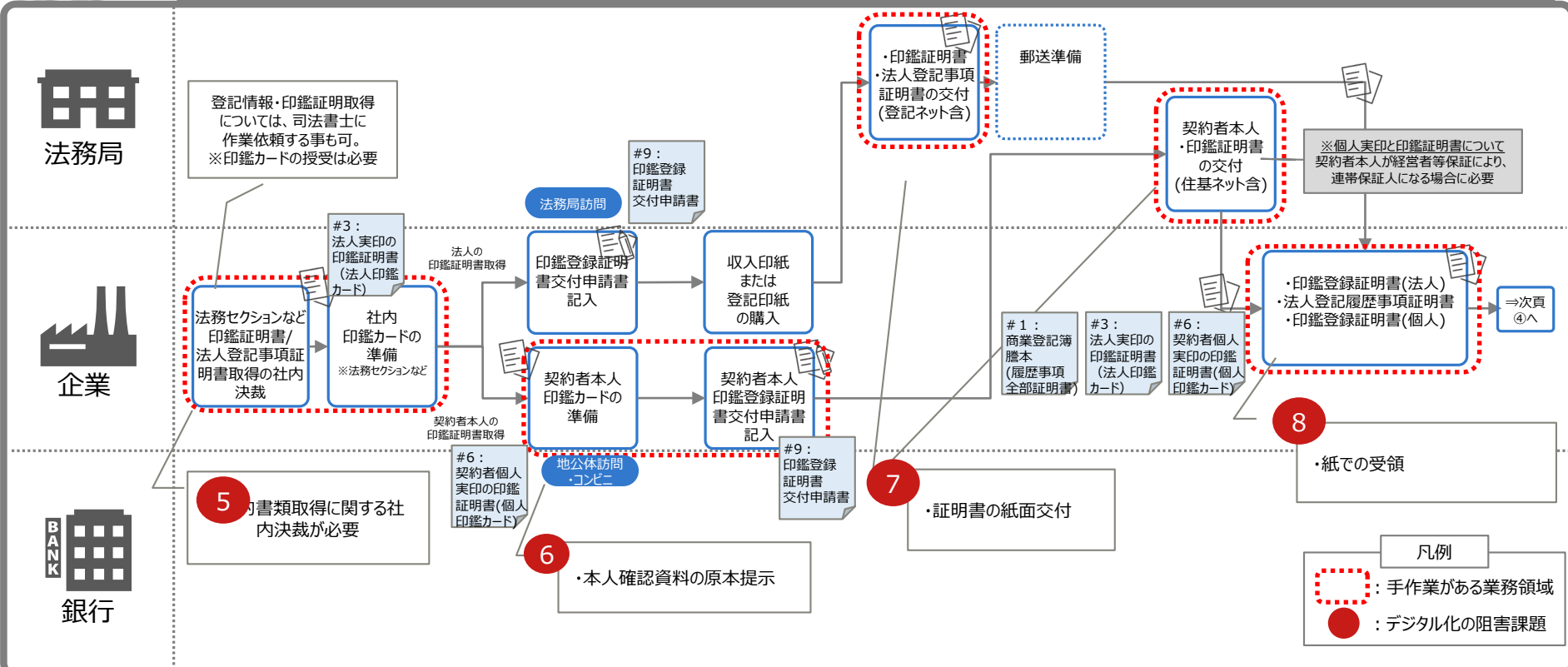
銀行



3-2-2. 手順の可視化と課題抽出： (詳細フロー)ステップ③法人確認および本人確認書類の取得

As-Is

③法人確認および本人確認書類の取得※



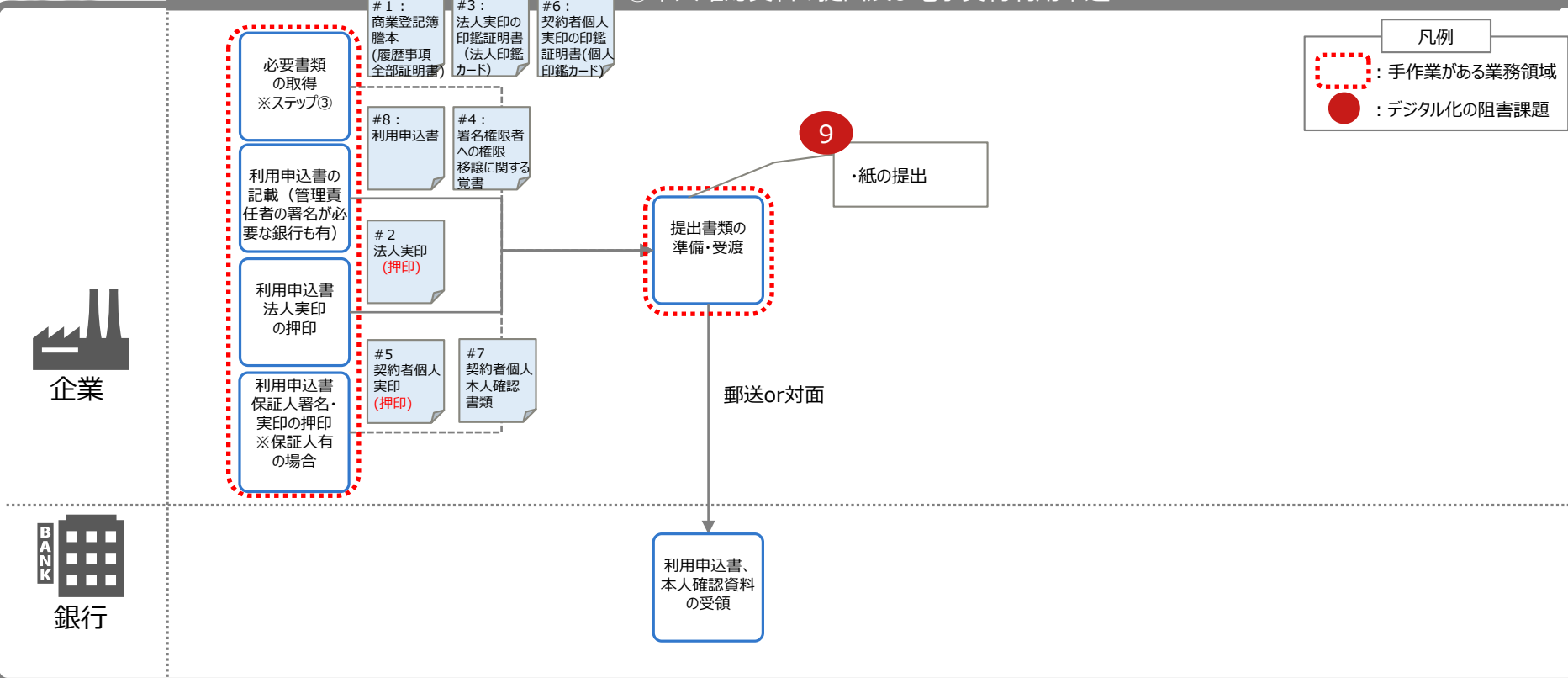
※本フローは、「登記・供託オンライン申請システム(登記ネット)未使用」の前提で記載。「登記・供託オンライン申請システム(登記ネット)使用」も同一課題を内在。

3-2-2. 手続の可視化と課題抽出：

(詳細フロー)ステップ④本人確認資料の提出及び電子契約利用申込

As-Is

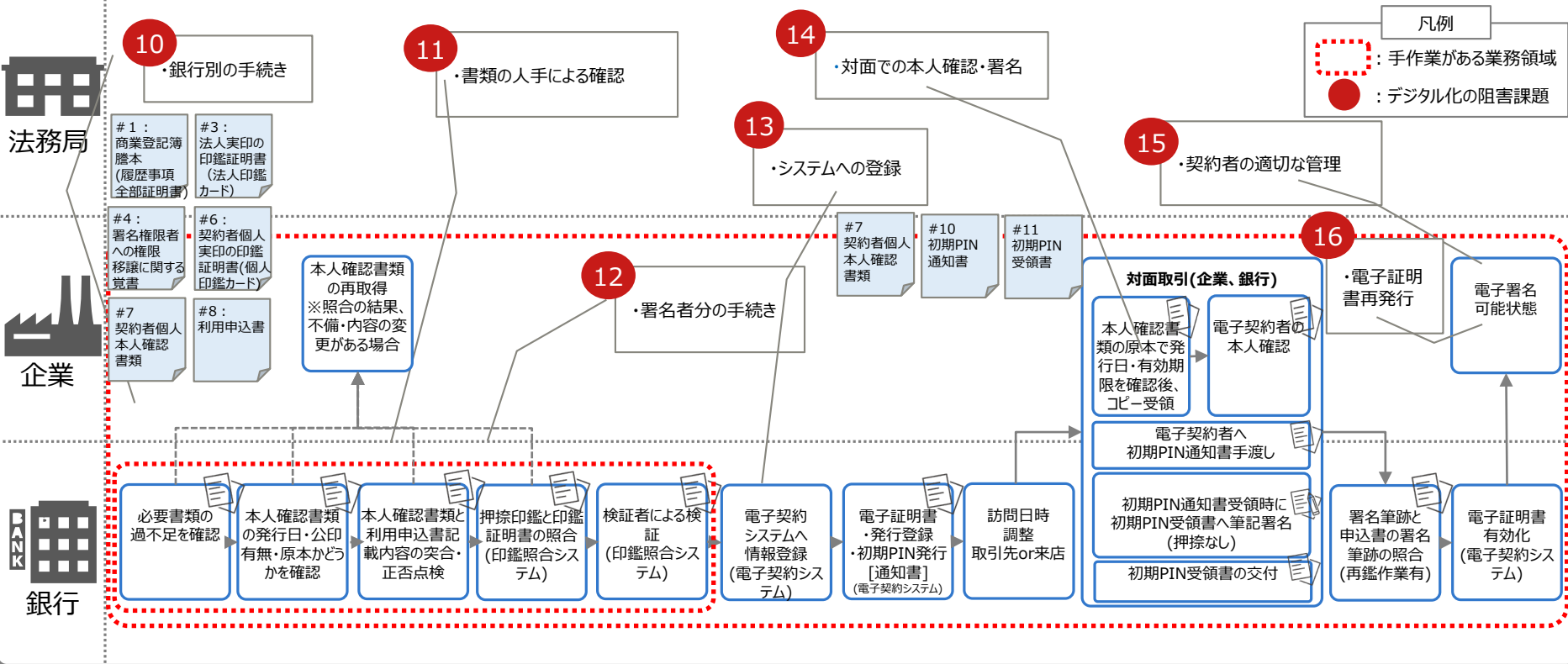
④本人確認資料の提出及び電子契約利用申込



3-2-2. 手順の可視化と課題抽出： (詳細フロー)ステップ⑤提出書類目視確認・電子証明書発行

As-Is

⑤銀行における確認事務と電子証明書の発行※



3-2-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「融資電子契約」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務内容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
1	他システムへの事前登録	-	○	○	・事前に他のシステムへの登録が必要	・各システムのID・PW管理が必要であり、システムの利用が促進されない
2	電子契約利用可否の社内検討	-	○	-	・銀行との取引は紙を用いた契約が一般的、電子契約の利用については、通常の商取引における電子契約の利用とは別の観点で検討が必要	・銀行との電子契約が特殊なものと捉えられている可能性が高く、電子契約の普及が各企業のデジタルリテラシーに依存している
3	電子契約利用申込書の準備、企業への申込書類交付	-	○	○	・利用申込時には実印押印による意思表示や各種証明書の紙での提出が求められるため、申込プロセス全体の一部である申込書のみをデジタル化するメリットが低い	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない
4	企業側の書類準備を依頼		○		・口座開設で提出済みの資料を再度準備する必要がある	銀行側で本人確認済の情報をデジタル上・リアルタイムで確認できる仕組みがない
5	法人登記証明書取得および法人実印利用に関する社内決裁	-	○	-	・法人実印の印鑑証明書取得は、社内決裁等の厳密な管理プロセスを経て取得されているが、高頻度でない為に手作業が介在するプロセスが存置されている	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない
6	契約者本人の印鑑証明書取得	-	○	-	・電子署名の署名者となるため本人確認で資料の提出が必要となるが、取得した証明書は紙面で交付されている	・個人の本人確認を行うデジタル上の仕組みがない（マイナンバーカードの民間利用等の政府取組が予定されており解決見込） ③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない ※代表者は商業登記で確認可能
7	申請書類に基づく履歴事項証明書および印鑑証明書の交付	○	○	-	・自動交付機、マルチコピー機利用、登記ネット等によるWEB申請など一定のデジタル化は進んでいるが、取得した証明書は紙面で交付されている	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない

3-2-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「融資電子契約」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務内容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
8	法人証明書類および署名者個人の本人証明書類提出に向けた準備	-	○	-	・法人および署名者個人の証明には政府発行の証明書類の提出が必要であるが、紙面で交付されたそれらの証明書をもとに銀行での確認が行われている	①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない ③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない
9	銀行提出用の証明書類および印鑑現物の持参	-	○	-	・法人および署名者個人の証明として、紙面で発行された証明書類の提出が必要 ・印鑑の所持証明は印影の一致により検証する為、紙面での印鑑証明書の提出が必要	②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
10	銀行における事務手続	○	○	-	・企業は同様の申出なるも、銀行毎にその手続を行うことが求められている ・銀行毎に複雑な事務処理や提出された原本の管理が必要	④各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生（企業側もサービスごとに都度対応が必要）
11	銀行内での資料点検	-	○	○	・本人確認の手段に印影を用いている為、現物として提出された紙面上の印影に基づいて真正性を確認する事務プロセスが発生している	②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
12	法人複数署名者それぞれの本人確認と電子証明書発行手続	-	○	-	・法人内に複数の署名権限者（signer）が居る場合、署名者の人数分の電子証明書を発行する手続となるため、署名権限者（signer）それぞれの実印と印鑑証明書が必要	③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない ※主に当事者型電子署名にて発生する課題
13	電子契約システムへ情報登録	-	○	-	・紙面情報をシステムへ入力する作業が行内側で発生	②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
					・紙面情報をシステムへ入力する作業が一部残存	
14	電子契約利用申込時の法人本人確認・署名者個人本人確認を対面取引で実施	-	○	○	・代表者本人以外が申請を行う場合、申請者の法人の所属有無については紙面で発行された証明書類を基に対面確認が必要 ・署名権限者に対する対面での本人確認書類の徴収・初期PIN受領書の署名受領の作業が新たに必要	②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない ③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない

3-2-3. 現行手続における課題と原因

現行手続「融資電子契約」において、各業務のデジタル化を阻害する課題とその原因を考察する

項	業務内容	業務実施者			デジタル化を阻害する課題	デジタル化の阻害を生じさせる原因
		法務局 地公体	企業	金融 機関		
15	契約者管理（アカウント管理）	-	○	-	・受任者が適切に押印しているかは現状企業側の管理に依存	・正しい印鑑が押印されていれば契約書上問題がなく、企業側にとって都合が良い場合もある
					・発行済アカウントを適切に管理しているかは企業側の管理に依存	
16	署名者のPIN失念や主体者情報変更時の電子証明書再発行手続	-	○	-	・PINの失念時・主体者情報の変更時には、本人確認を含めた電子証明書の発行手続が都度必要	・記憶に頼らない認証方式や主体者情報変更時の効率的な手続手法が確立されていない

■ デジタル化の阻害を生じさせる根本原因

各企業での運用の整備などを除くとデジタル化の阻害原因は「口座開設」時と同様に以下4つに集約される

- ① 法人が本人確認用書類を取得するデジタル上の仕組みがない
- ② 銀行へ提出された本人確認用書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない
- ③ 代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない
- ④ 各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生（企業側もサービスごとに都度対応が必要）

全ての民一民、官一民取引のデジタル化においては、当原因への対策が必要である。

3-2-4. デジタル化を阻害する現物について

紙フロー,電子化フローにおいてデジタル化を阻害する要因となっている紙や現物を以下に記す。ToBeフロー検討においては当該資料のデジタル化が必要となる

口座開設・電子契約利用申込時に企業側の準備が必要な資料 (=デジタル化阻害要因)

項	必要書類等	電子契約 利用申込	媒体	管理/ 取得方法
1	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	△(*1)	紙	誰でも取得可能
2	法人実印 (押印)	○	現物 (判子)	会社内に保管 一定権限者であれば取得可
3	法人実印の印鑑証明書 (法人印鑑カード)	△(*1)	紙	#2、#4があれば 誰でも取得可能
4	署名権限者への権限移譲に関する覚書	△(*2)	紙	#5があれば 作成可能
5	契約者個人 (代表者等) の実印 (押印) ※経営者等保証により連帯保証人になる場合に必要	△(*1)	現物 (判子)	代表者個人で管理
6	契約者個人 (代表者等) の印鑑証明書 (個人印鑑カード) ※経営者等保証により連帯保証人になる場合に必要	△(*1)	紙	#5、#7があれば 誰でも取得可能
7	契約者個人 (代表者等) の本人確認書類	△(*1)	現物 (本人確認書類)	契約者個人で管理
8	利用申込書	○	紙	誰でも取得可能
9	印鑑登録証明書交付申請書	○	紙	誰でも取得可能
10	初期PIN通知書	○	紙	個人で管理
11	初期PIN受領書	○	紙	銀行で管理

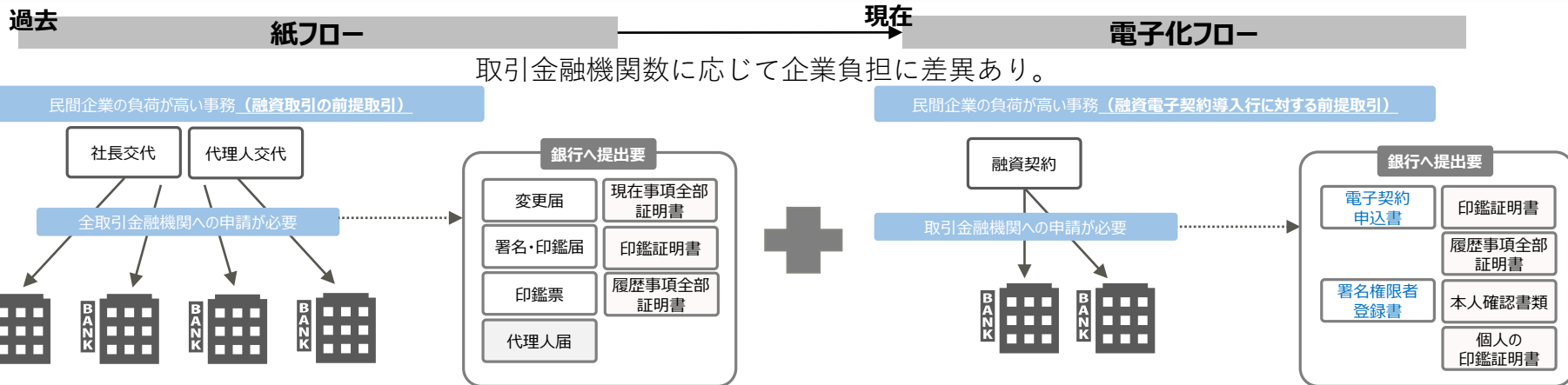
(*1)金融機関により受領不要のケースあり。(*2)利用申込書にて代替するケースなどあり。金融機関毎に対応が異なる。

3-3.現行手続き遂行における企業側の 作業負担について

3-3. 現行手続き遂行における企業側の作業負担について

現行手続「口座開設」と「融資電子契約」における紙フローおよび電子化フローにおけるデジタル化を阻害する課題と原因を抽出した結果、企業側にて対応するフローが多くデジタル化検討において考慮する必要がある事が判る。本項では、企業側目線での評価結果を記す。

企業側においては「社長交代」や「代理人交代」の都度、既存取引行に対し前ページまでに記した初回取引時と同等の資料提出が必要となっており、作業負担が非常に高いとの評価。



企業側の負担低減が必要

ToBeフロー検討においては、各行単位の取引ではなく法人本人確認に関するワンストップサービスの検討が必要

4. 公的法人認証の実現施策 ～ToBe像の整理～

- 4-1 現行課題の解決方針と政府TaaSの全体像
- 4-2 政府TaaSを活用した民間取引フローと処理シーケンス案
- 4-3 デジタル化推進上の課題への評価

4-1. 現行課題の解決方針と 政府TaaSの全体像

4-1-1. 課題解決方針について

デジタル化を阻害する原因と解決方針

現行の銀行取引（＝民間取引）において、各種証明を現物媒体で行うため、デジタル化を阻害している。**法人の本人特定事項確認をデジタル上で行う仕組みを、政府と民間が連携し一元化したトラストサービス、公的法人認証として実現**することで真正性の担保、利便性向上を実現する。

デジタル化を阻害する原因

①法人が本人確認書類を取得するデジタル上の仕組みがない

②銀行へ提出された本人確認書類を用いて、銀行がデジタル上で本人確認を行う仕組みがない

③代表者本人以外が申請を行う場合、銀行が申請者の法人の所属・権限有無がわかる仕組みがない

④各銀行単位で、全ての認証業務を行っており、業務の重複が発生（企業側もサービスごとに都度対応が必要）

解決方針

解決方針①

- ・実印＋印鑑証明書等に代わる、法人の証明（電子証明書）をデジタル上で付与できる仕組みの構築
- ・登記情報の更新等をデジタル上で行う仕組みの構築

解決方針②

- ・電子証明書の真正性、法人情報*、委任情報等の照会を、デジタル上で行う仕組みの構築
- *登記情報、定款、決算情報等

解決方針③

- ・個人が所属している法人情報をデジタル上で照会する仕組みの構築
- ・法人代表者から個人へ権限委任をデジタル上で登録・照会する仕組みの構築

解決方針④

- ・法人の証明書、法人情報、委任情報、個人の所属情報等を一元的に管理し、真正性を担保する基盤の構築

デジタル空間上での
法人の本人特定事項確認
を実現する為に必要な
機能

4-1-2. 公的なトラストサービスと民間サービスの境界線の考え方

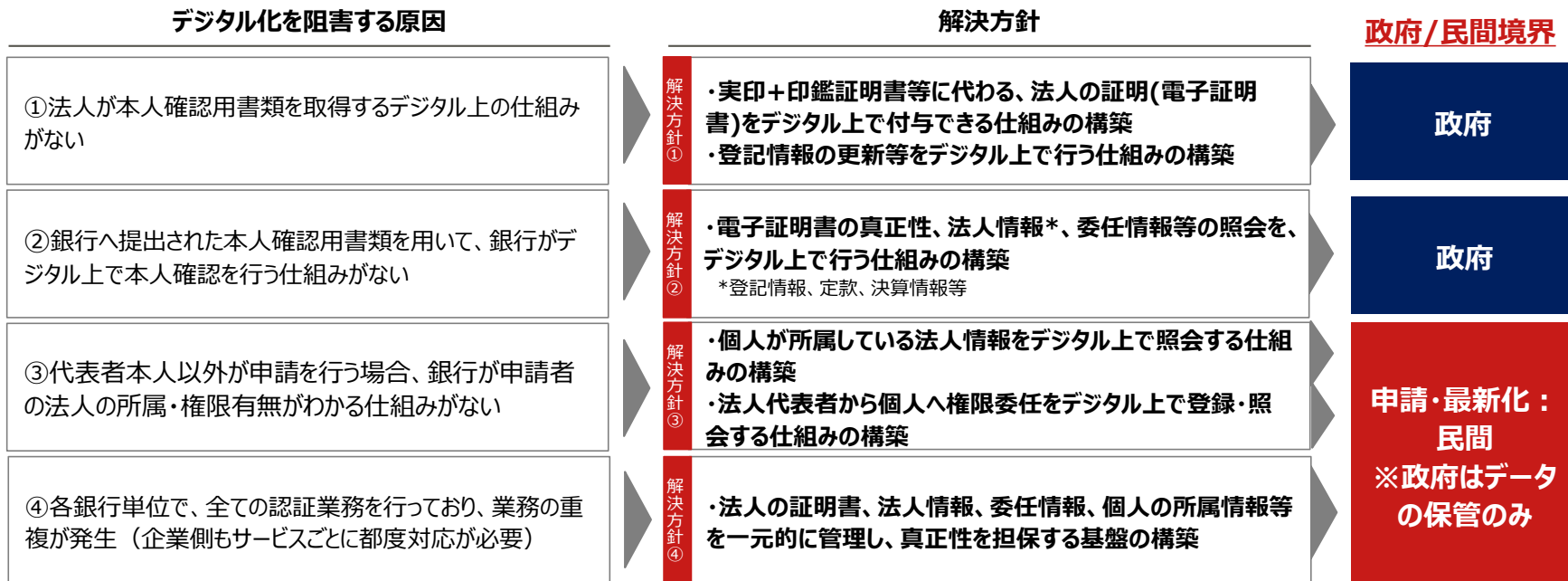
法人の本人特定事項確認のデジタル化推進において4つの解決方針を示したが、政府または民間で提供するトラストサービスの境界線については以下の考え方にて、サポート範囲の分離を行う。

- 銀行業界だけでなく業界横断で利用される機能について政府で実装
- 銀行業界でのみ必要となる機能については民間(銀行)で実装
- 企業内の情報は民間側にて更新責務を負う事とし政府側の作業負荷を高めないことを前提とする

この方針に従い、4つの課題解決方針に対する政府・民間の境界の考え方を次頁に記す。

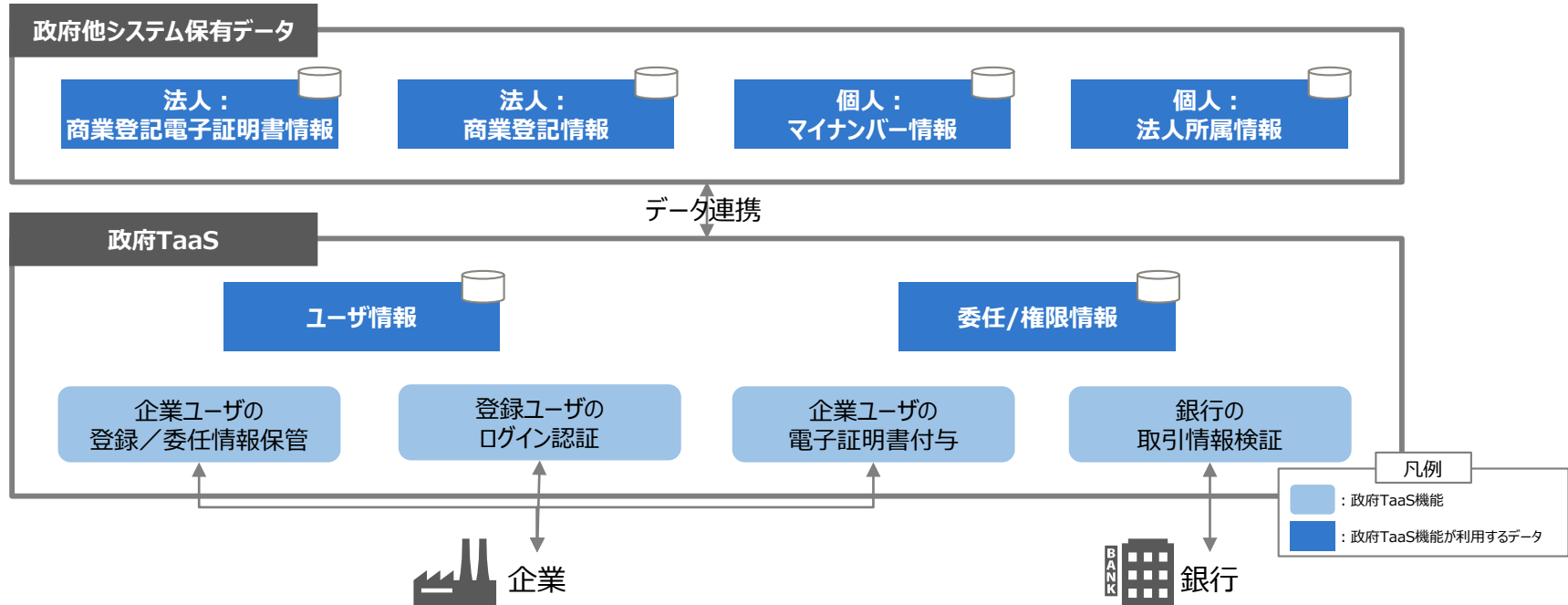
4-1-3. 解決方針実現に向けた政府と民間の境界線の考え方

課題解決方針の実現において、政府と民間の対応範囲の考え方を以下に記す。政府においては登記関連情報等の「登録」と「照会」、および当該企業の代表者や代理人について民間申請情報の「保管」と「照会」を担い、民間においては申請情報の「正確性」「最新化」を担う。



4-1-4. 全体像イメージ

政府にて実装するプラットフォームを「政府TaaS(Trust as a Service)」と呼ぶこととする。政府TaaSにおいて各機能が利用するデータは、政府TaaS内で保有するデータ以外に、政府内他システムが保有するデータも連携させる。政府は企業ユーザの委任情報等について民間の申請情報を保管するのみとし、情報の真正性は企業側の責務にて都度更新する前提とする。



4-1-5. デジタル空間での法人の本人特定事項確認を実現する政府TaaS機能案

銀行業務における法人の本人特定事項確認を実現するために、政府TaaSとして以下の機能実装が必要と考える。

政府TaaS機能（案）	機能概要	解決方針*			
		①	②	③	④
企業ユーザの登録／委任情報保管	<ul style="list-style-type: none"> 企業の代表者個人と法人の紐づけ、及び利用者登録 企業内の受任者からの委任権限情報登録申請と代表者による承認フロー、及び利用者登録 登記情報、代表者、署名権限者、権限情報の紐付け管理 	○		○	○
登録ユーザのログイン認証	<ul style="list-style-type: none"> 登録ユーザのJPKI認証を用いた政府TaaSへのログイン機能 民間へのIDP機能の提供、および所属法人／企業内権限情報の提供 	○			
電子証明書付与	<ul style="list-style-type: none"> 政府TaaS上で、以下電子署名を付与 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の商業登記電子証明書（リモート署名化必須） ✓ 政府発行書類に対する政府eシールの付与 	○		○	○
検証必要情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 民間サービス(本ユースケースでは銀行)で真正性を検証するための以下情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業登記電子証明書／政府eシールの真正性 	○	○	○	○

*解決方針詳細
 ①登記情報登録と更新のデジタル化
 ②法人情報のデジタル照会
 ③所属・権限委任情報の管理
 ④法人情報一元管理と真正性担保

4-2. 政府TaaSを活用した 民間取引フローと処理シーケンス案

4-2-1. 口座開設・融資電子契約の業務概要

口座開設・電子契約のToBe業務の概要と各業務管掌を以下に記す。

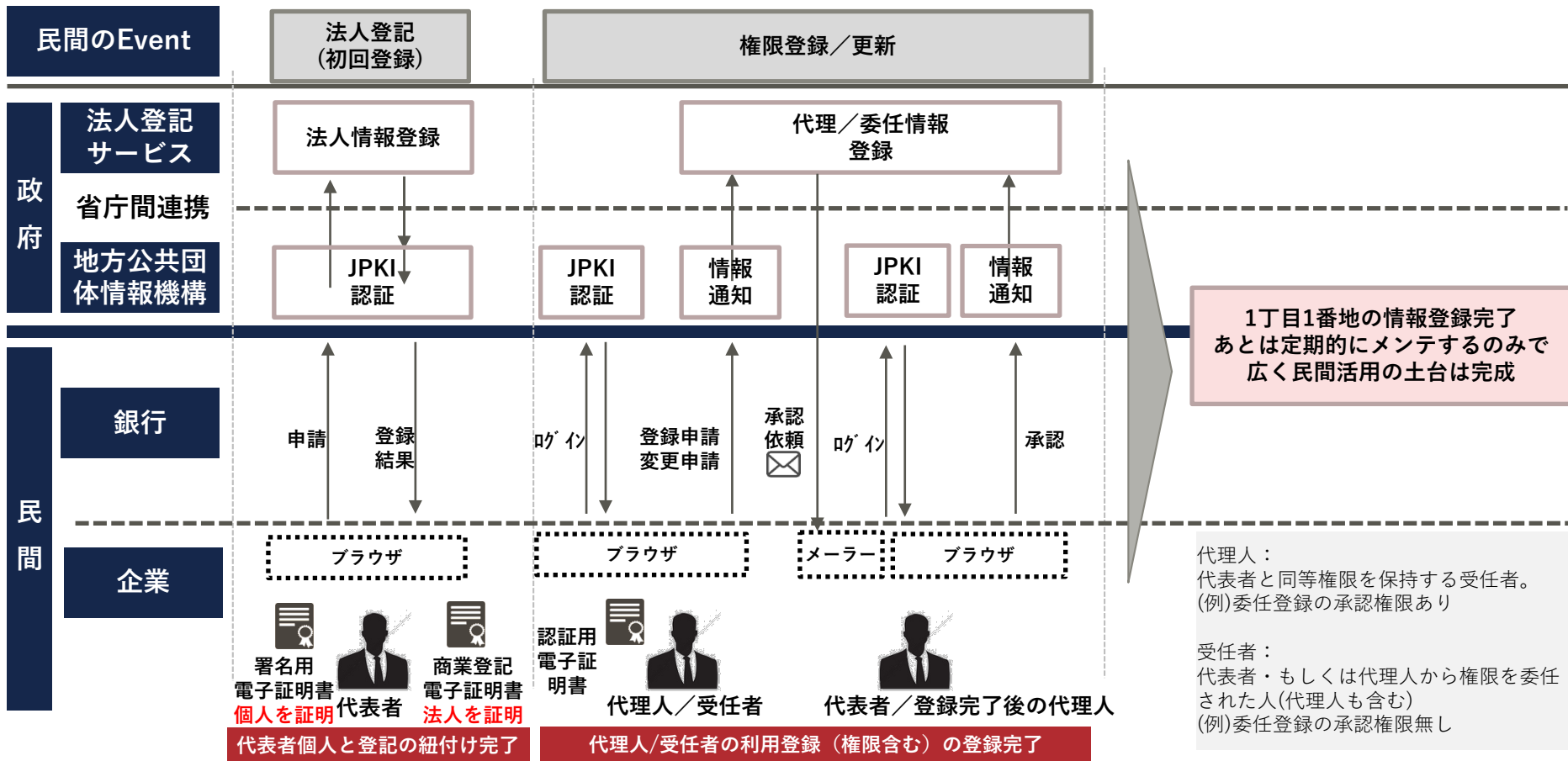
業務主管	民間（企業） → 政府	民間（企業 → 銀行） → 政府		民間（企業・銀行）
ステップ	企業利用者から政府TaaSへの利用者登録と権限付与・更新	必要書類準備 (政府TaaSで署名付与)	資料の提出・申請と TaaS連携で権限の確認	銀行内各種手続き
業務概要	企業の代表者個人と法人の紐づけ後代理人や受任者などのユーザ登録と権限の管理を行う	企業利用者が、銀行サイトを経由し、TaaSで署名付与した証明書類を取得	銀行システムと政府TaaSを連携させユーザの権限・書類の署名検証実施	その他書類の提出と銀行内審査・手続き
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 代表者個人と登記の紐付けを実施 代理人/受任者の利用登録（権限含む）の登録を実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">法人登記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">権限登録/更新</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 各種書類準備 <p>履歴事項全部証明書（eメール付） 申込書（商業登記電子証明書付）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">必要書類の確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">必要書類準備</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 操作ユーザの代理・委任権限を検証 提出書類の署名の検証を実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">所属/権限確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">必要書類提出 (署名検証)</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> TaaS連携以外の書類提出 銀行内審査と手続き実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; margin-top: 10px; text-align: center;">口座開設・電子契約手続き</div>

4-2-2. 口座開設・融資電子契約の全体処理フロー

口座開設・電子契約業務において各イベントごとの操作者、操作システムおよび実施する業務内容を以下に記す。

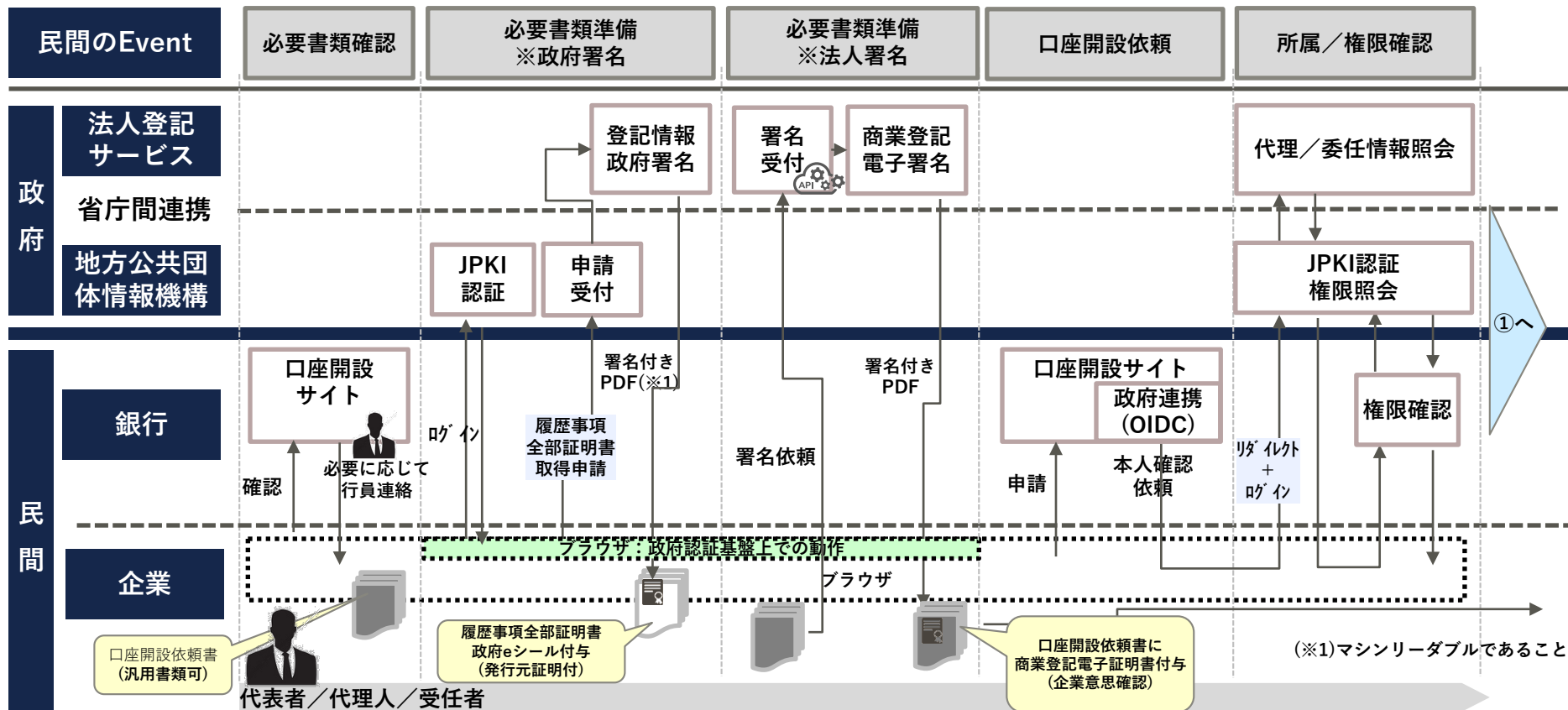
民間のイベント	民間から政府への登録		口座開設・融資電子契約					
	法人登記 (初回登録)	権限登録/ 更新	必要書類の 確認	必要書類 準備 政府署名 & 法人署名	口座開設・ 電子契約利用 依頼	所属/権限 確認	必要書類提出 (署名検証)	口座開設・ 電子契約 手続き
操作者	企業 代表者	企業 代表者/代理 人/受任者	企業 代表者/代理 人/受任者	企業 代表者/代理 人/受任者	企業 代表者/代理 人/受任者	企業 代表者/代理 人/受任者	企業 代表者/代理 人/受任者	銀行 企業
操作対象 システム	政府TaaS	政府TaaS	銀行 口座開設/電 子契約サイト	政府TaaS	銀行 口座開設/電 子契約サイト	政府TaaS	銀行 口座開設/電 子契約サイト	—
実施 内容	代表者個人 と登記の紐 付け完了	代理人/受任 者の利用登録 (権限含む) の登録完了	必要書類の 確認	署名依頼をし 署名済書類 取得	口座開設/融 資契約を申請	署名権限者の 所属・権限を 検証	必要書類を提 出し署名を検 証する	各行審査 (銀行) 初期設定 (企業)

4-2-3. 全体処理概要(利用シーン①：民間から政府への登録)



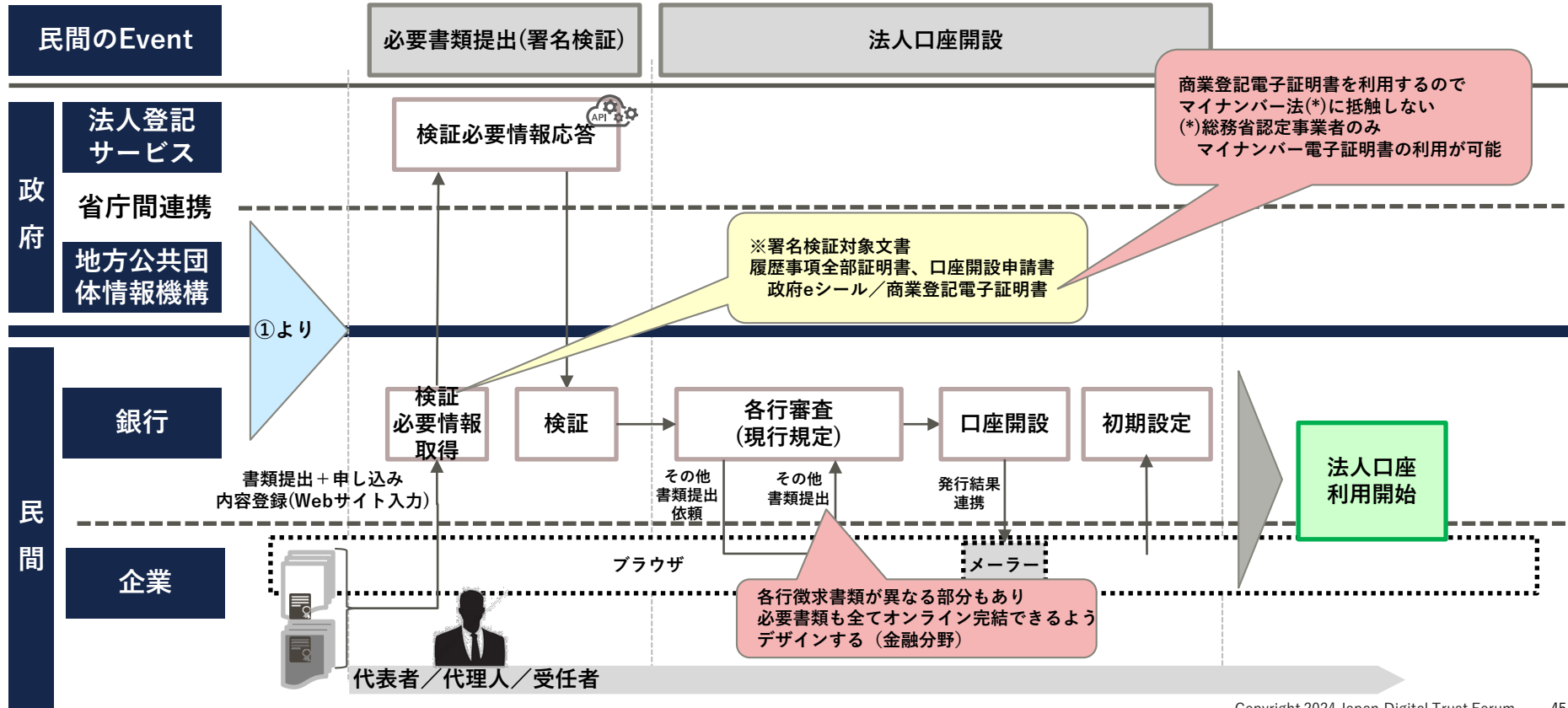
4-2-3. 全体処理概要(利用シーン②：口座開設)

政府側への登録が完了した企業における口座開設フローを記す。



4-2-3. 全体処理概要(利用シーン②：口座開設(続き))

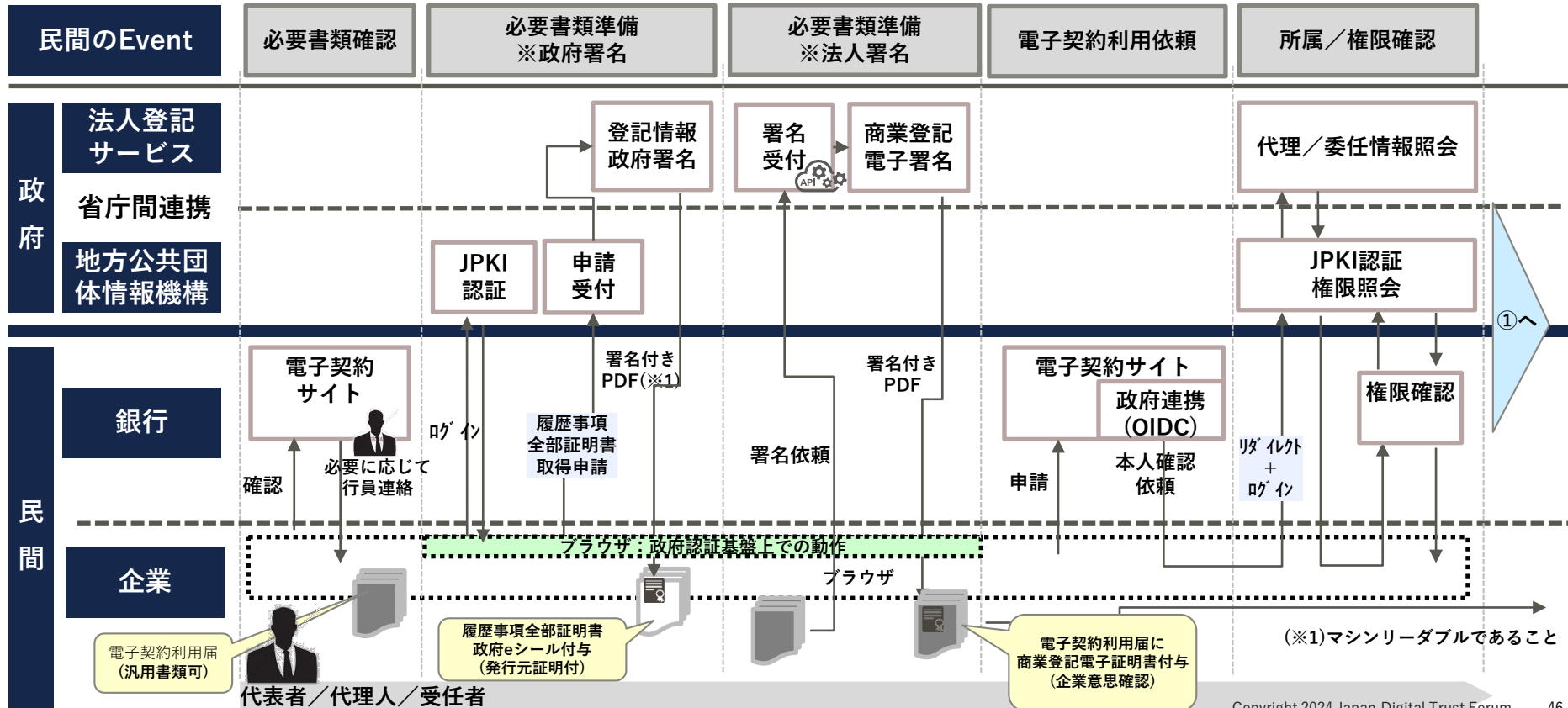
政府側への登録が完了した企業における口座開設フローを記す。



4-2-3. 全体処理概要(利用シーン③：融資電子契約)

政府側への登録が完了した企業における融資電子契約フローを記す。

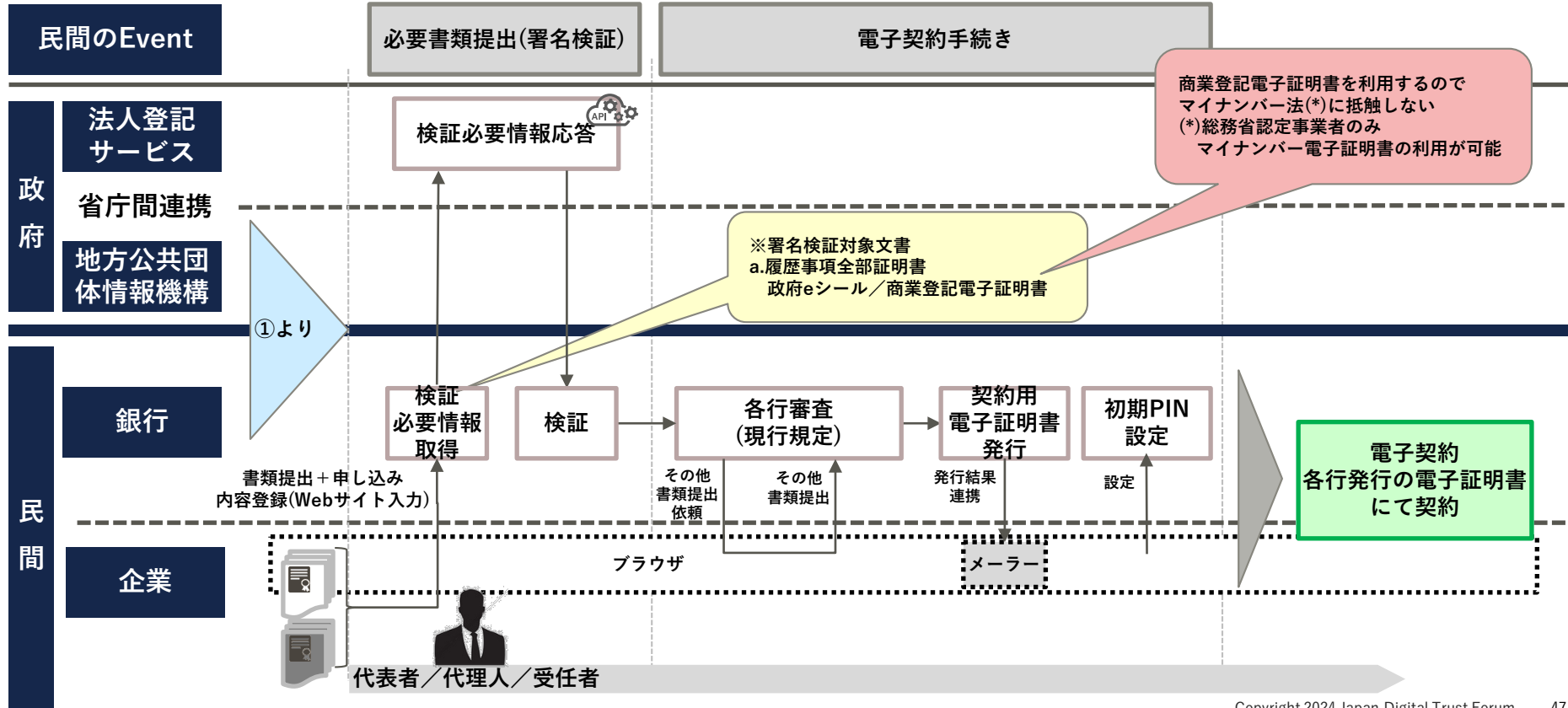
※メガバンクにおいては各行発行の契約用電子証明書にて融資契約署名を行う想定



4-2-3. 全体処理概要(利用シーン③：融資電子契約(続き))

政府側への登録が完了した企業における融資電子契約フローを記す。

※メガバンクにおいては各行発行の契約用電子証明書にて融資契約署名を行う想定



4-3. デジタル化推進上の課題への評価

4-3-1. デジタル化阻害要因への対応方針

5-4章に記すデジタル化を阻害する要因である紙、現物について、ToBeフロー（ワンストップフロー）における取り扱いを以下に記す。**政府は民間の申請情報の保管および民間からの照会リクエストへの応答のみを対応範囲**とする。

口座開設・電子契約利用申込時に企業側の準備が必要な資料（=デジタル化阻害要因）						政府TaaSでの取り扱い （=デジタル化阻害要因の排除策）
項	必要書類等	口座開設時	電子契約 利用申込	媒体	管理/ 取得方法	
1	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	△(*1)	紙	誰でも取得可能	・政府発行元証明付きのマシン見読可能なPDFファイル または ・APIレスポンスデータ
2	法人実印（法人印鑑カード）	○	○	現物（判子）	会社内に保管 一定権限者であれば 取得可	・リモート署名化された商業登記電子証明書
3	法人実印の印鑑証明書	○	△(*1)	紙	#2、#4があれば 誰でも取得可能	・不要（#2に含む）
4	署名権限者への権限移譲に関する覚書	-	△(*2)	紙	#6があれば 作成可能	・企業側での署名権限者登録・保管と代表者相当の承認情報の保管
5	取引担当者への権限移譲に関する覚書	○	-	紙	受任者個人で管理	・企業側での取引担当者登録・保管と代表者相当の承認情報の保管
6	契約者個人（代表者等）の実印 ※経営者等保証により連帯保証人になる場合に必要	-	△(*1)	現物（判子）	代表者個人で管理	・JPKI認証により不要
7	契約者個人（代表者等）の印鑑証明書 ※経営者等保証により連帯保証人になる場合に必要	-	△(*1)	紙	#6、#8があれば 誰でも取得可能	・不要（#6に含む）
8	契約者個人（代表者等）の本人確認書類	-	△(*1)	現物	契約者個人で管理	・不要（#6に含む）

(*1)金融機関により受領不要のケースあり

(*2)利用申込書にて代替するケースなどあり金融機関毎に対応が異なる。

4-3-1. デジタル化阻害要因への対応方針

続き

口座開設・電子契約利用申込時に企業側の準備が必要な資料 (=デジタル化阻害要因)						政府TaaSでの取り扱い (=デジタル化阻害要因の排除策)
項	必要書類等	口座開設時	電子契約 利用申込	媒体	管理/ 取得方法	
9	利用申込書	○	○	紙	誰でも取得可能	・非対面で書類受渡可能 ・WEB入力(申請書不要)
10	印鑑登録証明書交付申請書	—	○	紙	誰でも取得可能	・不要 (実印の押印がなくなるため)
11	初期PIN通知書	—	○	紙	個人で管理	・別途検討要
12	初期PIN受領書	—	○	紙	銀行で管理	・別途検討要
13	取引担当者(代表者含む)の本人確認書類	○	—	現物(本人確認書類)	契約者個人で管理	・JPKI認証により不要
14	実質的支配者が確認できる書類	○	—	現物(実質的支配者リストの写し・株主名簿等)	会社内に保管	別途検討要
15	法人運営実態の判別可能な資料	○	—	現物(会社案内・パンフレットなど)	会社内に保管	別途検討要

4-3-2. デジタル化推進検討の評価

ここまでに選定したユースケースにおける現行フローの整理を実施し、デジタル化を阻害する要因の特定とその対策方針を検討してきた。デジタル化検討にあたっては政府／民間の責任境界線を明確化し民間の運用責任のもと政府TaaSに蓄積された情報を照会するフローとしている。官民共に導入難易度の低い方式とすることで広く活用されるものとする。次章では、対策方針が実現できた場合の効果について定量値の算定を行い経済合理性が確保できるかの検証を実施する。

5. 机上効果検証と他利用シーン

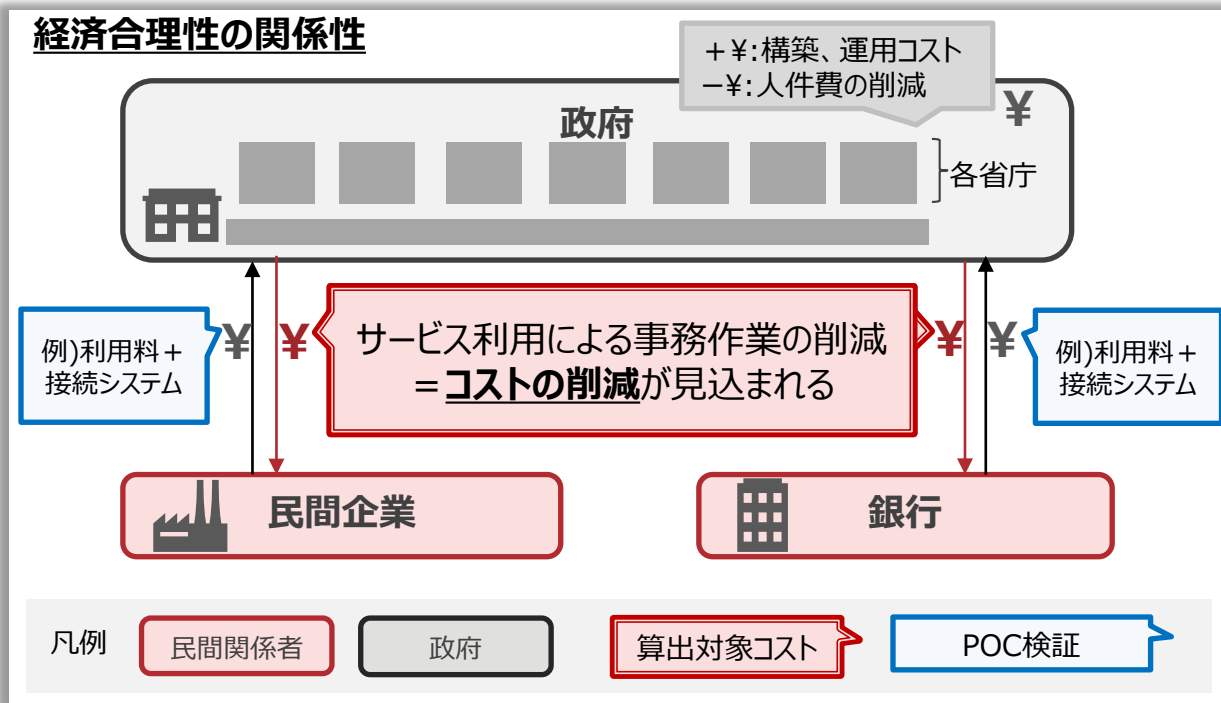
5-1 机上効果検証結果

5-2 他利用シーンへの対応

5-1. 机上効果検証結果

5-1-1.TaaS導入による経済合理性の整理

- TaaS導入による政府・民間全体でのコスト効果に関して評価するためAsIs/ToBeの定量評価による机上効果検証を実施



JDTFでは左図のうち赤吹き出し箇所
 (民間側の削減コストと運用・構築コスト)
 について算出、詳細は後述

TaaS全体としての合理性を評価するため
 政府側コスト効果に関してにも検証が必要

5-1-2. TaaS導入時の机上効果検証結果

机上効果検証においては、AsIsの作業フローと、ToBe作業フローをもとに作業時間を見積もり、削減効果を算出した。また算出にあたっては企業/銀行による業務量はサンプル企業をベースとし、課題に該当する銀行/企業数は一般公開されている資料等から推測している。上記前提のもと、TaaS導入により、**約100億円(超概算)**の削減が見込まれる。

※上記効果は机上検証による試算の為、実証実験や精緻な市場データの利用を通じた試算効果の精緻化が必要

表1 TaaS導入に伴う初回本人確認における削減効果(融資契約・口座開設)

	融資契約	口座開設	合計(億円/年)
民間企業	7.3~14.6	12.1-18.5	19.4-33.1
金融機関	1.3~2.6	1.3-2.0	2.6-4.6
合計	8.6~17.2	13.4-20.5	22.0-37.7

表2 TaaS導入に伴う代表者と代理人交代における削減効果

	代表者交代	代理人交代	合計(億円/年)
民間企業	29.6	15.8	45.4
金融機関	10.7	15.0	25.6
合計	40.3	30.7	71.0

5-1-3.各種基礎数値(口座開設/融資契約)

(1) 年間取引件数

メガバンク系と地方銀行系を分離して算定。

法人本人確認が必要となる、新規の口座開設先および新規の融資契約先をベースとする。

■取引件数の算定根拠と規模に応じた係数の考え方

メガバンク系：21年度のモデルメガバンクの取引量および帝国データバンクのメインバンク比率

→法人口座開設：5,000件/年、新規融資取引：1,400先/年

地方銀行系：モデルの上位地銀の取引量をベース算定。年間取引量には±20%の幅を持たせた

→法人口座開設：200件～500件/年、新規融資取引：200件～500件/年

上記のベース件数を元に、銀行規模に応じた係数を勘案。

各業態のモデル上位地銀に対する係数は以下のとおり算定。

①地方銀行・第二地方銀行：0.5

②信用金庫：0.2

③その他（ゆうちょ、農協、信用組合など）：0 →法人取引数が少ない為、係数は0とした

5-1-3.各種基礎数値(口座開設/融資契約)

(2) 本人確認に掛かる事務時間

AsIsフローを細分化し、各作業項目の単位時間を算定。

政府TaaS導入による削減時間を、民間企業、金融機関、政府側（法務局と地公体）其々に算定
取引1件当たりの削減時間は次のとおり。

法人口座開設／民間企業：8.98時間、金融機関：0.6時間、政府側：0.5時間

新規融資取引／民間企業：10.1時間、金融機関：1.1時間、政府側：0.5時間

(1) (2) より年間に発生する法人本人確認回数は次のとおり。

法人口座開設：54,140回～82,850回／年

新規融資取引：28,940回～57,650回／年

当係数に、民間企業における社員時間単価を乗算し、削減効果とした結果が次のとおり。

政府TaaS活用による新規融資取引+法人口座開設時の法人本人確認削減効果

2,206,312,833円～3,883,637,583円／年

5-1-4. 削減効果算出式(口座開設/融資契約)

口座開設時と融資契約時の削減効果は以下算出式により導出する。

表3 TaaS導入に伴う口座開設時の削減効果

	本人確認回数(万回)	所要時間(時間)	時間単価(円)	小計(億円/年)
民間企業	5.4-8.3	8.98	2,500	12.1-18.5
金融機関	5.4-8.3	0.6	4,000	1.3-2.0
合計				13.4-20.5

表4 TaaS導入に伴う融資契約時の削減効果

	本人確認回数(万回)	所要時間(時間)	時間単価(円)	小計(億円/年)
民間企業	2.9-5.8	10.1	2,500	7.3~14.6
金融機関	2.9-5.8	1.1	4,000	1.3~2.6
合計				

5-1-5. 各種基礎数値(代表者/代理人交代)

以下、基礎数値と置く。

表5 代表者交代発生回数とそれに伴う本人確認回数

	国内に占める割(%) 国内企業数：約368万社	各々の社長在任期間 (ヵ月)	企業規模に応じた取引 銀行数(社)	年間代表者交代発生数 (万回/年)	本人確認回数(万回/年)
大企業	03	84	30	0.15	4.7
中企業	14.7	240	5	2.6	13.2
小企業	85.0	480	2	7.6	15.2
			合計	約10万回	約33万回

表6 代理人交代発生数と取れに伴う本人確認回数

	平均代理人数	代理人の在任期間 (ヵ月)	年間代理人変更発生率 (%)	年間代表者交代発生数 (万回/年)	本人確認回数(万回/年)
大企業	5	60	20	0.15	33.5
中企業	2	24	5	2.6	13.3
小企業	0	なし	0	7.6	0
			合計	約10万回	約46.8万回

5-1-5. 各種基礎数値(代表者/代理人交代)

以下、基礎数値と置く。

表5 所要時間(AsIsフローにて計測した本人確認事務に要する時間)

	国内企業の金融機関提出物準備時間(分)	国内企業の金融機関への提出時間(分)	金融機関側の書類確認時間(分)
民間企業	570	35	—
金融機関	—	—	48

表6 時間単価

	時間単価(円)
民間企業	2,500
金融機関	4,000

5-1-6. 削減効果算出式(代表者/代理人交代)

代表者交代時と代理人交代時の削減効果は以下算出式により導出する。

$$\text{削減効果} = \text{本人確認回数} \times \text{所要時間} \times \text{時間単価}$$

表5 代表者交代による効果対価

	本人確認回数(万回)	所要時間(分)	時間単価(円)	小計(億円/年)
民間企業	33	605	2,500	29.6
金融機関	33	48	4,000	10.7
合計				40.3

表6 代理人交代における削減効果

	本人確認回数(万回)	所要時間(分)	時間単価(円)	小計(億円/年)
民間企業	47	605	2,500	15.8
金融機関	47	48	4,000	15.0
合計				30.7

5-1-7. 政府TaaS実現時の定性的な効果

政府TaaS実現時の民間取引促進、公共取引促進への定性評価

項番	政府TaaS実現時の定性的な効果		主体者	解決方針			
	概要	内容		①	②	③	④
1	証明書に記載されている情報鮮度が向上	紙の書類の場合は、金融機関が受領する書類については取引内容によって書類の発行日から3～6ヶ月以内としており、金融機関が書類を受領した時点で記載内容と異なるというリスクが存在。	銀行	○	○	○	
2	検索性の向上	取引時確認に使用する書類が機械可読可能なデジタルデータとなることで保管する取引確認資料の検索性が向上し、取引の管理や顧客の管理において質の向上が期待できる。 登記ネット等で検索して得られたデータを取引時確認データとして保管する機能も考える必要がある。	銀行				○
3	コスト・時間制約の改善	法務局や銀行に行く時間の削減 手続きできる時間帯の制約解除 現金精算がなくなり社内の精算業務や小口現金の準備など不要となる 支店などからの原本の郵送時間・コストの削減	企業、銀行	○	○	○	
4	審査(承認) 業務の効率化		銀行		○	○	
5	代表者変更に伴う取引金融機関等への届け出作業負担の軽減	複数の金融機関等に法人口座を開設していた場合、金融機関等毎に変更届を提出する必要があったが、従前より実施している法務局での変更登記手続のみ実施していれば、それ以降の作業は金融機関等側で自動的に処理される	企業、銀行				○
6	紙出力の削減		銀行	○			
7	不正防止	届出印をコピーして使われるなどの不正利用がなくなる なりすましが困難になることによる不正口座開設の防止	企業、銀行		○	○	
8	(サイナー登録が実現できれば)権限のない従業員による権限違反・悪意のある電子契約の防止	サイナー登録されるべき契約類型(口座開設・金銭消費貸借契約など)をガイドラインに搭載することなどにより、企業側・金融機関等側双方での安心・安全な契約が可能となる(非対面が主流となるがゆえ、一定数存在する悪意を持つ者への抑止効果を期待)	企業、銀行		○	○	

5-2. 他利用シーンへの対応

5-2-2. 他利用シーンの検討状況報告

押印、登記簿謄本、印鑑証明が必要な業務を参加企業へヒアリング実施した結果、金融取引以外で以下のユースケースにも適用可能という評価

#	主な使用場面	登記簿謄本	印鑑証明	押印	備考
1	新規取引先開始時の取引先情報登録業務	①	②	②	
2	業務上発生した係争事案に係る訴訟提起		②	②	・印鑑証明書・実印押印(A企業様で約200件/月) ・代表者事項証明書とセットのことが多い(A企業様で約170件/月)
3	債権関連、質権関連、抵当権・根抵当権関連		②	②	
4	代理店契約書の締結	①	②	②	※取引先に求める場合(受領側)
5	利用契約書の締結(電子認証局利用サービス等)	①	②	②	※取引先に求める場合(受領側)
6	注文請書の提出			②	※取引先から求められる場合(送付側)
7	社用携帯電話、ルーターの契約(契約内容の変更、請求書送付先住所登録先変更も)	①	②	②	
8	電子証明書更新手続き	①	②	②	
9	全省庁の統一資格更新	①		②	国の全省庁の入札案件に参加できる資格。主に「物品の製造・販売」や「役務の提供」
10	助成金の申請及び請求	①		②	
11	コンソーシアム入会	①		②	
12	機器売却のための古物商への確認書類	①		②	
13	入札参加資格手続き(自治体)	①	②	②	
14	車両登録・廃車手続き		②	②	
15	社用車契約並びに社用車の法人保険契約		②	②	
16	自治体への届け出		②	②	

※①,②は次頁7-6処理シーケンスの桃色吹き出しと紐づいており、該当処理にて対応が可能となる

5-2-3. ユースケースの評価

■ 電子契約と口座開設以外のユースケースの検討結果及び評価

検討結果

- ユースケースとして計16ケースで利用可能。
業務別では登記簿謄本で10ケース・印鑑証明書で11ケース・押印で16ケースが対象となる。



評価

- モデルユースケース以外にも利用シーンが多数ある事がわかる。
各利用シーンにおいても相応の業務削減が可能であり合理性があると判断



JDTF
JAPAN DIGITAL TRUST FORUM